

○西東京市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則

令和元年10月31日

規則第21号

改正 令和4年3月31日規則第11号
令和4年9月30日規則第45号
令和6年3月29日規則第15号
令和7年3月28日規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、西東京市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成13年西東京市条例第23号。以下「条例」という。)第18条の規定に基づき、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)の勤務時間、休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。

(正規の勤務時間の割り振り)

第2条 会計年度任用職員の正規の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間以内で任命権者が定める。ただし、これにより難い場合は、1週間当たりの勤務時間を38時間45分に満たない範囲で定めることができる。

- 2 任命権者は、1日につき7時間45分を超えない範囲で正規の勤務時間を割り振るものとする。
- 3 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある会計年度任用職員については、前項の規定にかかわらず、正規の勤務時間の割り振りを別に定めることができる。
- 4 任命権者は、月額により報酬の額が定められている会計年度任用職員に対して正規の勤務時間の割り振りを行う場合は、1の年度における正規の勤務時間が割り振られた日(以下「勤務日」という。)の日数が他の職員と均衡を失しないよう考慮して割り振るものとする。
- 5 任命権者は、4週間ごとの期間につき正規の勤務時間が割り振られていない日(以下「勤務を要しない日」という。)を4日以上設けるものとする。

(勤務を要しない日の振替)

第3条 任命権者は、会計年度任用職員に勤務を要しない日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、第3項で定める期間内にある勤務日を勤務を要しない日に変更して、当該勤務日に割り振られた正規の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

- 2 前項の規定による勤務を要しない日の振替により新たに勤務日となる日に割り振られる正規の勤務時間は、当該勤務を要しない日の振替により新たに勤務を要しない日となる日にあらかじめ割り振られていた正規の勤務時間と同一の時間数でなければならない。
- 3 勤務を要しない日の振替は、勤務することを命ずる必要がある日(以下この項において「振替前の勤務を要しない日」という。)の属する週において行うものとする。ただし、やむを得ないと認められるときは、振替前の勤務を要しない日を起算日とする4週間前の日から振替前の勤務を要しない日を起算日とする8週間後の日(同日前に任期の末日が到来する場合は当該任期の末日)までに行うものとする。

(休憩時間)

第4条 休憩時間は、条例の適用を受ける職員の例による。

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)

第5条 任命権者は、会計年度任用職員には、正規の勤務時間以外の時間の勤務(以下「時間外勤務」という。)をすることを命ずることはできない。ただし、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、時間外勤務をすることを命ずることができる。

(育児又は介護を行う会計年度任用職員の時間外勤務の免除)

第6条 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する会計年度任用職員(次項に掲げる要件を満たす者に限る。)が当該子を養育するために請求した場合には、公務運営に支障がある場合を除き、時間外勤務(災害その他避けることができない事由に基づく臨時の勤務を除く。)をさせてはならない。

2 前項の規定により請求することができる会計年度任用職員は、次のいずれにも該当する者とする。

(1) 引き続く在職期間が1年以上あること。

(2) 1週間当たりの勤務日の日数が3日以上又は1年間の勤務日の日数が121日以上あること。

3 前2項の規定は、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)若しくは2親等以内の親族又は同一の世帯に属する者で、負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むことに支障がある者(以下「要介護者」という。)の介護をする会計年度任用職員について準用する。

4 前3項のほか、育児又は介護を行う会計年度任用職員の時間外勤務の免除に関し必要な事項は、条例の適用を受ける職員の例による。

(育児又は介護を行う会計年度任用職員の時間外勤務及び深夜勤務の制限)

第7条 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある会計年度任用職員が、当該子を養育するために請求した場合には、公務運営に支障がある場合を除き、1月について23時間15分又は1年について145時間20分を超える時間外勤務若しくは深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この条において同じ。)における勤務をさせてはならない。

2 前項の規定により請求することができる会計年度任用職員は、次のいずれにも該当する者とする。

(1) 引き続く在職期間が1年以上あること。

(2) 1週間当たりの勤務日の日数が3日以上又は1年間の勤務日の日数が121日以上あること。

(3) 会計年度任用職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜において常態として当該子を養育することができるものとして次のいずれにも該当する者でないこと。

ア 深夜において就業していない者(深夜における就業日数が1月について3日以下の者を含む。)

イ 負傷、疾病、老齢又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子を養育することができる状態にない者

ウ 8週間(多胎妊娠の場合にあっては、16週間)以内に出産する予定である者又は産後8週間を経過する者

エ 請求に係る子と同居している者

3 前2項(前項第3号を除く。)の規定は、要介護者の介護をする会計年度任用職員について準用する。

4 前3項のほか、育児又は介護を行う会計年度任用職員の時間外勤務及び深夜勤務の制限に関し必要な事項は、条例の適用を受ける職員の例による。

(超勤代休時間)

第8条 任命権者は、第5条の規定による時間外勤務の時間数の合計が1月について60時間を超えたことにより、その60時間を超えて勤務した全時間(以下「60時間超過時間」という。)に係る西東京市会計年度任用職員の報酬等に関する条例(令和元年西東京市条例第14号)第4条第1項の規定による時間外勤務手当に相当するものを支給すべき会計年度任用職員が、請求した場合には、当該時間外勤務手当相当額の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間(以下「超勤代休時間」という。)として、60時間超過時間に係る月の末日の翌日から同日を起算日とする2月後の日までの期間内にある1日の正規の勤務時間の全部又は一部を承認するものとする。

2 前項の規定により超勤代休時間を承認された会計年度任用職員は、当該超勤代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

3 前2項に定めるもののほか、超勤代休時間に関し必要な事項は、任命権者が定める。
(休暇の種類)

第9条 会計年度任用職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇(別表第3に規定する短期の介護休暇を除く。第16条、第17条、第18条及び第20条において同じ。)及び子育て部分休暇とする。

(年次有給休暇)

第10条 年次有給休暇は、1会計年度ごとの休暇とし、その日数は、会計年度任用職員として引き続き在職した期間(以下「在職期間」という。)及び会計年度任用職員の勤務日の日数並びに次の各

号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる者以外の会計年度任用職員で在職期間が7月目以降の者 別表第1で定める日数
 - (2) 西東京市会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則(令和元年西東京市規則第20号)別表第1に掲げる会計年度任用職員の職に4月1日に在職している者及び当該職に年度の中途において新たに採用された者(次号に掲げる者を除く。) 別表第2で定める日数
 - (3) 条例の適用を受ける職員を退職した後に1月を経過せずに会計年度任用職員となった者 40日を上限として任命権者が定める日数
- 2 会計年度任用職員に任用された者が翌年度に引き続き任用されることとなった場合の当該翌年度の年次有給休暇は、その前年度の勤務実績(勤務日の日数から超勤代休時間が承認された勤務日(日を単位とする場合に限る。)を減じて得た日数に対する勤務した日数の割合をいう。以下同じ。)が8割に満たない者には、付与しない。この場合において、前年度に新たに会計年度任用職員となった者(第4項)の規定が適用される者を除く。)の勤務実績は、新たに会計年度任用職員となった日以後の期間について算定する。
- 3 前項の勤務実績を算定する場合において、次に掲げる期間は、勤務した日数とみなす。
- (1) 超勤代休時間が承認された勤務日(日を単位とする場合を除く。)
 - (2) 第1項並びに第15条及び第16条の規定による休暇により勤務しなかった期間
 - (3) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定により育児休業を承認されて勤務しなかった期間
 - (4) 西東京市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(平成13年西東京市条例第22号)第2条の規定により職務に専念する義務を免除されて勤務しなかった期間
- 4 会計年度任用職員又は条例の適用を受ける職員を退職した後に1月を経過せずに会計年度任用職員となった場合における第1項の規定の適用については、当該退職の日の翌日から引き続き在職したものとみなして在職期間を算定するものとする。
- 5 任命権者は、年次有給休暇を会計年度任用職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。
- (年次有給休暇の単位)

第11条 年次有給休暇は、1日を単位として与える。ただし、任命権者が公務の運営に支障がないと認めるときは、1時間等(1時間その他任命権者が別に定める時間をいう。以下同じ。)を単位として与えることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの正規の勤務時間数(以下「勤務形態」という。)が同一でないものの年次有給休暇は、1時間を単位として与える。ただし、1回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを勤務しないときは、当該割り振られた時間を単位として与えることができる。
- 3 1時間等を単位として与えられた年次有給休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数をもって1日とする。
- (1) 勤務形態が同一である会計年度任用職員 1日の正規の勤務時間
 - (2) 勤務形態が同一でない会計年度任用職員 1週間当たりの正規の勤務時間を当該会計年度任用職員の1週間当たりの勤務日の日数で除して得た時間数(1分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間)
- 4 年次有給休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。
- (年次有給休暇の繰越し)

第12条 第10条に規定する年次有給休暇の日数のうち、その年度に使用しなかった日数がある場合は、当該年度に新たに付与された年次有給休暇の日数を限度に翌年度に限りこれを繰り越すことができる。

- 2 前項の規定による年次有給休暇の繰越しを行った場合において、会計年度任用職員の年次有給休暇の日数は、40日を上限とする。
- (年度の中途中に勤務形態が変更した場合における年次有給休暇の特例)

第13条 次の各号に掲げる場合において、年度の中途において勤務形態が変更されるときの当該変更の日(以下「勤務形態変更日」という。)以後における会計年度任用職員の年次有給休暇の日数は、次の各号に掲げる場合に応じて、当該各号に定める日数とする。

- (1) 1週間当たりの勤務日の日数が変更になった場合 勤務形態変更日において使用することのできる年次有給休暇の日数と、変更後の勤務形態において第10条第1項を適用したときの年次有給休暇の日数から変更前の勤務形態において付与された年次有給休暇の日数(第12条の規定により繰り越された日数を除く。)を減じて得た日数(0を下回るときは、0)に残存月数割合(勤務形態変更日が属する月から当該年度末までの月数を12で除して得た割合)を乗じて得た日数(1日未満の端数があるときは、1日に切り上げる。)とを合計して得た日数
 - (2) 1日当たりの勤務日の時間数に変更があった場合 勤務形態変更日において使用することのできる年次有給休暇の日数と、当該日数の1日未満の端数に第11条第3項の規定による1日当たりの時間数を乗じて得た時間数を変更前の同項による1日当たりの時間数で除して得た時間数(1分未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。)とを合計して得た日数
 - (3) 前2号のいずれにも該当する場合 第1号の規定により算定した日数に、前号の規定を準用して算定した日数。この場合において前号中「勤務形態変更日において使用することのできる年次有給休暇の」とあるのは、「前号の規定により算定した」と読み替える。
- 2 前項の規定による特例を適用した年次有給休暇の日数と会計年度任用職員が当該年度に勤務形態変更日の前日までに使用した年次有給休暇の日数とを合計して得た日数が40日を超える場合は、会計年度任用職員が当該年度に勤務形態変更日の前日までに使用した年次有給休暇の日数と合計して40日となる日数を年次有給休暇の日数とする。

(病気休暇)

第14条 病気休暇は、会計年度任用職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とする。

- 2 病気休暇の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる最小限度の期間とする。
- 3 病気休暇に係る報酬上の取扱いは、7日の範囲内の期間は有給とし、7日を超える期間は無給とする。
- 4 病気休暇は、1日を単位として与える。ただし、任命権者は、療養等のために必要があると認めるときは、1時間を単位として承認することができる。

(特別休暇)

第15条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により会計年度任用職員が勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

- 2 特別休暇の事由、報酬上の取扱い及び期間は、別表第3に定めるとおりとする。

(介護休暇)

第16条 介護休暇は、次の各号のいずれにも該当する会計年度任用職員が要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

- (1) 介護休暇開始予定日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までの間に、その任用期間が満了し、かつ、引き続き会計年度任用職員又は条例の適用を受ける職員として任用されないことが明らかでないこと。
 - (2) 1週間当たりの勤務日の日数が3日以上又は1年間の勤務日の日数が121日以上あること。
- 2 介護休暇は、要介護者の各々が2週間以上にわたり介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する93日の期間内において必要と認められる期間及び回数について承認する。ただし、連続する93日の期間経過後であっても、更に2回まで通算93日(連続する93日の期間内において既に承認した期間を含む。)を限度として承認することができる。
- 3 介護休暇に係る報酬上の取扱いは、無給とする。
- 4 介護休暇は、日又は時間を単位として利用することができる。
- 5 時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、申請する会計年度任用職員の正規の勤務時間の始業の時刻から又は終業の時刻まで連続した4時間の範囲内とする。
- 6 介護休暇の承認を受けようとする会計年度任用職員は、当該休暇の承認を受けようとする期間の始まる日の前日までに任命権者に請求しなければならない。

(介護時間)

第17条 介護時間は、次の各号のいずれにも該当する会計年度職員が、要介護者の各々が2週間以上にわたり介護を必要とする一の継続する状態ごとに、要介護者の介護を行うために勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇として、介護時間取得の初日から連続する在職する期間内(西東京市の非常勤特別職又は会計年度任用職員の職にあって介護時間取得した初日から連続する3年の期間内に限る。)において承認する。ただし、当該要介護者に係る介護休暇を承認されている期間内においては、介護時間を承認することができないものとする。

- (1) 1週間の所定の勤務日数が3日以上又は1年間の所定の勤務日数が121日以上であること。
- (2) 1日の正規の勤務時間が6時間15分以上であること。
- 2 介護時間の承認は、申請する職員について定められた正規の勤務時間の始業の時刻又は終業の時刻において、1日につき当該正規の勤務時間から5時間45分を減じた時間(次項において「基準時間」という。)を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。
- 3 別表第3に規定する育児時間又は西東京市職員の育児休業等に関する条例(平成13年西東京市条例第24号。以下「育児休業条例」という。)第15条に規定する部分休業を承認されている会計年度任用職員に対する介護時間の承認については、1日につき基準時間から当該育児時間又は部分休業を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。
- 4 任命権者は、介護時間を承認し、又は利用の状況を確認するため、介護を必要とすることを証する証明書等の提出を求めることができる。
- 5 任命権者は、職務に重大な支障が生じた場合には、既に承認した介護時間(当該支障が生じた日以後の期間に係るものに限る。)を取り消すことができる。
- 6 介護時間の承認を受けようとする職員は、当該介護時間の承認を受けようとする期間の始まる日の前日までに任命権者に請求しなければならない。
- 7 職員は、申請事由に変更が生じた場合には、任命権者に届け出なければならない。
(子育て部分休暇)

第17条の2 子育て部分休暇は、前条第1項各号のいずれにも該当する会計年度任用職員が、満3歳に達する日の翌日から小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の就学期間までの間にある子の養育をするため、1日の勤務時間の一部について勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

- 2 子育て部分休暇の承認は、申請する会計年度任用職員について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日につき当該定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間(次項において「基準時間」という。)を超えない範囲内で、30分を単位として行うものとする。
- 3 前条に規定する介護時間、別表第3に規定する育児時間又は育児休業条例第15条に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある会計年度任用職員に対する子育て部分休暇の承認については、1日につき基準時間から当該介護時間、育児時間又は部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。
- 4 子育て部分休暇に係る報酬上の取扱いは、無給とする。

(病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇の承認)

第18条 病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇については、任命権者の承認を受けなければならない。

- 2 任命権者は、病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇の請求についてこれに該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、公務の運営に支障があり、他の時季においても当該休暇の目的を達することが認められる場合は、この限りでない。
(年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇の請求等)

第19条 年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇の承認を受けようとする会計年度任用職員は、あらかじめ任命権者に請求しなければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかった場合には、その事由を付して事後において承認を求めることができる。

(休暇の承認の決定等)

第20条 年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇の請求があった場合においては、任命権者は速やかに承認するかどうかを決定するものとする。

- 2 任命権者は、病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。
- 3 ボランティア休暇の承認を受けようとする会計年度任用職員は、当該休暇の請求時にボランティア活動の期間、種類、場所、内容及び計画を明らかにする活動計画書を任命権者に提出しなければならない。
- 4 任命権者は、短期の介護休暇の承認に当たっては、要介護者の氏名、会計年度任用職員との続柄及び会計年度任用職員との同居又は別居その他の要介護者に関する事項並びに要介護者の状態を明らかにする書類の提出を求めるものとする。
(病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の単位)

第21条 1時間等を単位として与えられた病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の取扱いについては、第11条第3項及び第4項の規定を準用する。

(欠勤等)

第22条 欠勤等とは、次の各号のいずれかに該当するときをいう。この場合において、報酬上の取扱いは、無給とする。

- (1) 私事欠勤 年次有給休暇その他の休暇等を利用せずに1日の正規の勤務時間の全部を勤務しなかった場合(次号に該当する場合を除く。)をいう。
- (2) 無断欠勤 年次有給休暇その他の休暇等を利用せずに届出なく1日の正規の勤務時間の全部又は一部勤務しなかった場合をいう。
- (3) 遅参・早退 年次有給休暇その他の休暇等を利用せずに1日の正規の勤務時間の一部を勤務しなかった場合をいう。
- (4) 育児欠勤 在職期間が1年未満の会計年度任用職員が育児休業条例第2条第4号ア(イ)及び(ウ)の規定に該当する場合において、1日の正規の勤務時間の全部を勤務しなかったときをいう。
- (5) 介護欠勤 在職期間が1年未満の会計年度任用職員が第17条第1項本文及び同項第2号の規定に該当する場合において、1日の正規の勤務時間の全部を勤務しなかったときをいう。

(介護についての申出があった場合における措置等)

第23条 介護についての申出があった場合における措置等については、条例第17条の2の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「申告、請求」とあるのは「請求」と読み替えるものとする。

(勤務環境の整備に関する措置)

第24条 勤務環境の整備に関する措置については、条例第17条の3の規定を準用する。

(委任)

第25条 この規則に定めるもののほか、会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月31日規則第11号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年9月30日規則第45号)

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

附 則(令和6年3月29日規則第15号)

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の西東京市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(以下「改正後の規則」という。)別表第3 2の項、5の項、6の項及び8の項の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に取得する骨髓液等提供休暇、妊婦通勤時間、母子保健健診休暇及び育児時間から適用する。

3 改正後の規則別表第3 8の項に規定する育児時間及び同表16の項に規定する災害休暇の請求は、施行日前においても行うことができる。

附 則(令和7年3月28日規則第11号)

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の西東京市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第6条に規定する時間外勤務の免除に係る請求、改正後の規則第17条の2に規定する子育て部分休暇に係る請求及び改正後の規則別表第3 11の項に規定する子の看護等休暇に係る請求は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

別表第1(第10条関係)

1週間当たりの勤務日の日数	1年間の勤務日の日数	在職期間						
		1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目	6年度目	7年度目以上
5日	217日以上	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
4日	169日以上216日以下	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121日以上168日以下	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73日以上120日以下	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48日以上72日以下	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日
0日	47日以下	0日						

備考

- 1週間当たりの正規の勤務時間が30時間以上ある場合は、1週間当たりの勤務日の日数が5日のものと同様に扱う。
- 勤務形態が同一でない会計年度任用職員の場合において、1週間当たりの勤務日の日数の算定が困難なときは、任命権者が別に定めるところにより1年間の勤務日の日数に基づき算定する。
- 在職期間は、会計年度任用職員の在職期間の開始月から7月目が属する年度を1年度目として起算する。

別表第2(第10条関係)

1 任命権者が別に定める会計年度任用職員として4月1日に在職している者

1週間当たりの勤務日の日数	1年間の勤務日の日数	在職期間						
		1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目	6年度目	7年度目以上
5日	217日以上	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
4日	169日以上216日以下	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121日以上168日以下	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日

2日	73日以上 120日以下	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48日以上 72日以下	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日
0日	47日以下	0日						

備考

- 1週間当たりの正規の勤務時間が30時間以上ある場合は、1週間当たりの勤務日の日数が5日のものと同様に扱う。
- 勤務形態が同一でない会計年度任用職員の場合において、1週間当たりの勤務日の日数の算定が困難なときは、任命権者が別に定めるところにより1年間の勤務日の日数に基づき算定する。
- 在職期間は、会計年度任用職員の在職期間の開始月が属する年度を1年度目として起算する。
- 当該会計年度任用職員として年度の中途において新たに採用された者

	1週間当たりの勤務日の日数	5日 (週30時間勤務を含む。)	4日	3日	2日	1日
	1年間の勤務日の日数	217日以上	169日以上216日以下	121日以上168日以下	73日以上120日以下	48日以上72日以下
採用月	4月	10日	7日	5日	3日	1日
	5月	10日	7日	5日	3日	1日
	6月	10日	7日	5日	3日	1日
	7月	10日	7日	5日	3日	1日
	8月	10日	7日	5日	3日	1日
	9月	10日	7日	5日	3日	1日
	10月	5日	4日	3日	2日	1日
	11月	5日	3日	3日	2日	1日
	12月	4日	3日	2日	1日	1日
	1月	3日	2日	2日	1日	1日
	2月	2日	2日	1日	1日	1日
	3月	1日	1日	1日	1日	1日

備考

- 1週間当たりの正規の勤務時間が30時間以上ある場合は、1週間当たりの勤務日の日数が5日のものと同様に扱う。
- 勤務形態が同一でない会計年度任用職員の場合において、1週間当たりの勤務日の日数の算定が困難なときは、任命権者が別に定めるところにより1年間の勤務日の日数に基づき算定する。

別表第3(第9条、第15条、第17条関係)

事由	報酬上の取扱い	期間
(公民権行使等休暇) 1 会計年度任用職員が選挙権その他の公民としての権利の行使又は公の職務の執行をする場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	有給	必要と認められる期間
(骨髓液等提供休暇)	有給	必要と認められる期間

2 会計年度任用職員が骨髓移植のための骨髓若 しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹 細胞の提供希望者としてその登録を実施する者 に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父 母、子若しくは兄弟姉妹以外の者に、骨髓移植 のため骨髓若しくは末梢血幹細胞移植のため末 梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提 供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しない ことがやむを得ないと認められるとき。		
(ボランティア休暇) 3 会計年度任用職員が自発的に、かつ、報酬を得 ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら 親族に対する支援となる活動を除く。)を行う 場合で、その勤務しないことが相当であると認 められるとき。 (1) 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の 災害が発生した被災地又はその周辺の地域に おける生活関連物資の配布その他の被災者を 支援する活動 (2) 障害者支援施設、特別養護老人ホームそ の他の主として身体上若しくは精神上の障害 がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかつた 者に対して必要な措置を講ずることを目的 とする施設における活動 (3) (1)及び(2)に掲げる活動のほか、身体上 若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により 常態として日常生活を営むのに支障がある者 の介護その他の日常生活を支援する活動 (4) 東京都内における国又は地方公共団体等 が主催、共催、協賛又は後援をする国際交流 事業で、通訳その他の外国人を支援する活動 (5) 安全確保を図るための活動、スポーツや 野外活動等を指導する活動その他地域におけ る子供の健全育成に関する活動	有給	1の年度において5日の範囲内の期間(1日を単位として与える。ただし、任命権者は、職務に支障がないと認めるときは、1時間を単位として承認することができる。)
(結婚休暇) 4 会計年度任用職員が結婚する場合で、結婚 式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる 行事等のため勤務しないことが相当であると認 められるとき。	有給	結婚の日の5日前の日から当該結婚 の日後6月を経過する日までの期間 内における連続する7日の範囲内の 期間
(妊娠通勤時間) 5 妊娠中の女性会計年度任用職員が通勤に利 用する交通機関の混雑から母体を保護する等、女 性会計年度任用職員の健康維持及びその胎児の 健全な発達を保護する必要があると認められる 場合	有給	正規の勤務時間の始め又は終わり にそれぞれ30分又はいずれか一方 に60分の範囲内の時間
(母子保健健診休暇) 6 妊娠中の又は出産の日後1年を経過しない女性 会計年度任用職員が <u>母子保健法(昭和40年法律 第141号)</u> の規定に基づく医師、歯科医師、助産 師又は保健師の健康診査又は保健指導を受ける 場合	有給	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠 満24週から満35週までは2週間に 1回、妊娠満36週から出産までは1 週間に1回、出産の日後1年までは その間に1回(それぞれの回数につ き、医師、歯科医師、助産師又は 保健師の特別な指示があった場合 は、その回数)、それぞれ必要と認 められる時間
(妊娠出産休暇) 7 女性会計年度任用職員に対し、妊娠中及び出 産後を通じ引き続く休養を与える場合	有給	出産の前後連続する16週間(多胎妊娠 の場合は24週間)以内の期間
(育児時間) 8 1歳6月に達しない子(実子、養子又は配偶者の 子を含む。以下同じ。)を育てる会計年度任用 職員が、その子の保育のため必要と認められる	有給	1日2回それぞれ30分以内の時間。 ただし、1日の所定勤務時間が4時間 以内の場合は、1日1回30分以内 の時間。なお、同一の子について

<p>授乳等を行う場合。ただし、男性の会計年度任用職員が取得する場合は、その子の母親が次の各号のいずれかに該当する場合を除く。</p> <p>(1) <u>労働基準法(昭和22年法律第49号)</u> その他の法律又は<u>条例</u>等により、妊娠中又は出産後の休養を与えられ、その子を育てることができる場合</p> <p>(2) 育児介護休業法その他の法律又は<u>条例</u>等により育児休業に相当する休業(以下「育児休業に相当する休業」という。)をし、その子を育てることができる場合</p> <p>(3) その子を常態として育てることができるもの</p> <p>(4) 前3号に定めるもののほか、当該利用しようとする時間において、その子を育てることができるもの</p>		<p>会計年度任用職員と同じ時期に、当該会計年度任用職員以外の親が<u>労働基準法</u>その他の法律又は<u>条例</u>等による育児時間に相当する休暇(以下「育児時間相当休暇」という。)を利用するときの当該会計年度任用職員が利用できる育児時間は、1日につき60分から当該会計年度任用職員以外の親が利用する当該育児時間相当休暇の時間を差し引いた時間を限度とする。</p>
<p>(出産支援休暇)</p> <p>9 会計年度任用職員の妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次項において同じ。)が出産する場合で、会計年度任用職員が妻の出産に伴い必要と認められる入院の付添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。</p> <p>(育児参加休暇)</p> <p>10 会計年度任用職員の妻の産前産後の期間に、会計年度任用職員が育児に参加するため勤務しないことが相当であると認められるとき。</p>	有給	<p>出産のため入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間における2日の範囲内の期間(1日を単位として与える。ただし、任命権者は、職務に支障がないと認めるときは、1時間を単位として承認することができる。)</p> <p>出産の日の翌日から当該出産の日後1年を経過する日までの期間(ただし、会計年度任用職員に当該会計年度任用職員又はその妻と同居し、かつ、養育の必要がある子がある場合には、妻の出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、16週間)前の日から当該出産の日後1年を経過する日までの期間)における5日の範囲内の期間(1日を単位として与える。ただし、任命権者は、職務に支障がないと認めるときは、1時間を単位として承認することができる。)</p>
<p>(子の看護等休暇)</p> <p>11 12歳に達する日又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部の課程を修了した日のいずれか遅い日以後の最初の3月31日(ただし、15歳に達する日以後の最初の3月31日を限度とする。)までの間にある子(配偶者の子及び<u>児童福祉法(昭和22年法律第164号)</u>に基づく里親制度によって、都道府県等から委託された子を含む。以下この項において同じ。)を養育する会計年度任用職員が、当該子の看護等(負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして<u>西東京市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則(平成13年西東京市規則第33号)</u>第28条の3第2項に規定する当該子の世話若しくは<u>学校保健安全法(昭和33年法律第56号)</u>第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして同規則第28条の3第3項第1号又は第2号で定める事由に伴う当該子の世話をを行うこと又は当該子の教育若しくは保育に係る行事のうち<u>同条第4項</u>で定めるものへの参加をすることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	有給	<p>1の年において5日の範囲内の期間(12歳に達する日又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部の課程を修了した日のいずれか遅い日以後の最初の3月31日(ただし、15歳に達する日以後の最初の3月31日を限度とする。)までの間にある子が複数いる場合には、10日の範囲内の期間)(1日を単位として与える。ただし、任命権者は、職務に支障がないと認めるときは、1時間を単位として承認することができる。)</p>
<p>(生理休暇)</p> <p>12 生理日の勤務が著しく困難な女性会計年度任用職員がその勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	有給	<p>必要と認められる期間</p>

認められる場合		
(忌引休暇) 13 会計年度任用職員の親族が死亡した場合で、会計年度任用職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	有給	条例の適用を受ける職員の例による
(父母の追悼休暇) 14 会計年度任用職員が父母の追悼のための特別な行事(父母の死亡後15年以内に行われるものに限る。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	有給	1日の範囲内の期間
(夏季休暇) 15 夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	有給	1の年度の6月から10月までの期間内における会計年度任用職員の1週間当たりの勤務日の日数及び1日の正規の勤務時間の時間数等を考慮し任命権者が別に定める4日の範囲内の期間
(災害休暇) 16 地震、水害、火災その他の災害により次の各号のいずれかに該当する場合で、会計年度任用職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。 (1) 会計年度任用職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該会計年度任用職員がその復旧作業を行い、又は一時的に避難しているとき。 (2) 会計年度任用職員及び当該会計年度任用職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該会計年度任用職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。	有給	連続する7日の範囲内の期間
(事故休暇) 17 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	有給	必要と認められる期間
(危険回避休暇) 18 地震、水害、火災その他の災害時において、会計年度任用職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	有給	必要と認められる期間
(感染症予防休暇) 19 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)による交通の制限又は遮断のため勤務しないことが相当と認められる場合	有給	必要と認められる期間
(短期の介護休暇) 20 要介護者の介護を行う会計年度任用職員が、当該介護を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	有給	1の年度において5日の範囲内の期間(要介護者が複数いる場合には、10日の範囲内の期間)(1日を単位として与える。ただし、任命権者は、職務に支障がないと認めるとときは、1時間を単位として承認することができる。)
(公務・通勤災害休暇) 21 公務中又は通勤途上における災害により、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	無給	必要と認められる期間

備考

- 任命権者は、この表中2の項から4の項まで及び14の項に掲げる休暇は、常勤職員の休暇等による代替として任用される場合を除き、6月末満の任用期間の者には承認しないものとする。

2 任命権者は、会計年度任用職員の職の性質等により特別休暇を承認することが適当でないと認めるときは、別に定めるところにより特別休暇を承認しないものとする。